

教職員の働き方改革取組指針『概要版』

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、福岡県教育委員会及び県立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体の取組等を示すとともに、市町村教育委員会及び市町村立学校においても、「教職員の働き方改革」に向けて取り組んでいただきたい内容を示したものです。

福岡県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、本指針を踏まえ、県と同様に働き方改革に取り組むよう働きかけるものとします。

(2) 本指針の趣旨・目的

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを感じながら働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

2 目 標

- ・時間外在校等時間を年360時間以内、月45時間以内とする。
- ・月80時間超の時間外在校等時間を解消する。

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

※ 「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

[基本とする時間]	[加える時間]	[除く時間]
○ 在校している時間	① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間 ② 在宅勤務の時間	③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による） ④ 休憩時間

その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

- 平成31年1月に全県立学校に導入したICカードによる勤務時間管理システムにより、各個人で自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めてください。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めてください。

3 具体的な取組について

次の4つの観点で、21の取組を実施します。

〈4つの観点〉

- (1) 教職員の意識改革、(2) 業務改善の推進、(3) 部活動の負担軽減、
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

① 働きやすい職場環境の整備

- 取組内容・・・働きやすい職場環境を整備し、教職員のメンタルヘルス対策を充実させることで、職場での教職員同士のコミュニケーションの円滑化を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

- ストレスチェックや衛生委員会の実効性を高めるため、管理職向けの労働安全衛生管理に関する研修等の充実を図ります。
- 教職員のためのメンタルヘルス相談事業について、引き続き周知を行い、メンタルヘルス不調を未然に防止するための支援を行います。

② 管理職の意識改革（研修・人事評価の見直し）

- 取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善についての研修を実施し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。(実施主体：教育委員会)

- 管理職研修において、長時間勤務の改善の取組についての研修を実施します。
- 校長による長時間勤務改善の取組を業績評価において適正に評価します。

③ 働き方改革に関する好事例の収集・共有

- 取組内容・・・働き方改革に関する好事例の収集・共有等を推進します。

(実施主体：教育委員会)

- 各学校における勤務実態を把握することに加えて、好事例の収集を行い、定期的に各学校へ紹介します。
- 各学校が「取組事例」を参考にしながら自校の取組状況を確認し、更なる取組の検討・実行に向けて活用できるよう支援します。

④ 定時退校日の設定

- 取組内容・・・定時退校日を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、定時退校日を毎週1日以上とします。
- 原則として、毎週水曜日を定時退校日とします。ただし、学校の実情により、これにより難しい場合は他の曜日に変更することも可能とします。

⑤ 学校閉庁時刻の設定

- 取組内容・・・学校閉庁時刻を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くならないよう、学校を閉庁する時刻を設定します。(設定の目安 全日制 20時 ※ 学校の実情に応じて設定)

⑥ 学校閉庁日の設定

- 取組内容・・・学校閉庁日を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。また、日頃の年休取得だけでなく、年間を通して連続休暇を取得できる職場づくりを進めます。
- 各学校の実情に応じて、年間最低4日（平日）を目安に設定します。
※設定例 夏季休業期間中（8月13日～16日の平日）、冬季休業期間中（12月27日、28日、1月4日、5日の平日）

(2) 業務改善の推進

① 業務の効率化

- 取組内容・・・個人・学年・校務分掌・学校等の単位で、それぞれ業務の効率化を進めます。
(実施主体：教育委員会・学校)

- 個人・学年・校務分掌・学校等の単位で、会議や学校行事等の実施時間及び準備期間（打合せ等を含む）について、その必要性を精査し、簡素化や統合を進めるなど、原則見直しを行い、「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック」などを参考に業務改善を実施します。
- 県立学校においては、各学校に、業務改善を継続的に推進する組織（業務改善委員会など）と仕組みにより、業務改善を推進します。
- 県教育委員会においては、業務改善推進に係る提案窓口（khatarakikata@pref.fukuoka.lg.jp）を活用し、更なる業務改善のための取組を研究します。

② 授業準備等の支援

- 取組内容・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。
(実施主体：教育委員会・学校)

- 県教育委員会は、教職員の授業準備や教材研究に係る時間を軽減するために、教材や指導案等の情報提供を充実します。
例 県教育委員会のホームページ等に、各種資料を掲載し、指導の負担軽減に取り組みます。
- 学校において、教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図ります。

③ 学校のＩＣＴ化

- 取組内容・・・ＩＣＴの活用により業務の効率化を進めます。(実施主体：教育委員会・学校)

- 県立学校において、次の取組を実施します。
 - ・生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理する「統合型」校務支援システムの活用により各学校の校務を標準化し、業務の効率化を進めます。
 - ・採点結果を分析する「デジタル採点システム」の活用により業務の効率化を進め、個に応じた指導や生徒の理解度に応じた授業改善に伴う業務負担の軽減を図ります。
 - ・教職員間の情報共有のための学校用グループウェア及び校外の関係者との情報共有のためのメール連絡網の活用により、校務の効率化を推進します。
 - ・学習活動において、教員が効果的にＩＣＴを活用していくことができるようＩＣＴ支援員などの外部専門スタッフを配置することで、活用に当たって生じる新たな業務の負担軽減を図ります。
 - ・学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進します。
 - ・高等学校入学者選抜の出願に関する一連の手続をオンライン化する「WEB 出願システム」を導入し、入試業務を効率化します。

④ 調査の削減

- 取組内容・・・学校・市町村教育委員会等に対する調査を見直します。(実施主体：教育委員会)
- これまでの見直しに加えて、学校、市町村教育委員会等に対する調査を継続的に見直します。

⑤ 事業の削減

- 取組内容・・・教育委員会が実施する事業を見直します。(実施主体：教育委員会)
- 教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。

⑥ 教職員の成長を支える研修等の充実

- 取組内容・・・教職員研修の体系化を進め、見直します。(実施主体：教育委員会)
- 研修の体系化を進め、教職員の負担軽減という観点も含め、基本研修・管理職研修の見直しを実施します。
- 福岡県教職員研修協議会を開催し、研修体系の見直しを実施します。

(3) 部活動の負担軽減

① 部活動休養日の設定

■ 取組内容・・・部活動休養日を設定します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 部活動休養日を設定します。
 - ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けます。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とします。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。)
 - ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。
 - ・学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。

② 部活動指導員の配置

■ 取組内容・・・部活動指導員を配置します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。(平成30年度から配置)
- 中・高等学校等は、原則、学校休業日の活動に、特別支援学校は平日の活動に配置します。

(県立学校における課外授業について)

■ 見直しの方向性

- ① 各学校において課外授業の位置付けを明確化するとともに、実施の在り方(時間、内容等)を見直します。
- ② 各学校において生徒・保護者のニーズを踏まえ、新たな学習サービスの活用も含め、効率的かつ効果的な課外授業の在り方について多角的に検討します。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

■ 取組内容・・・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の活用を促進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- いじめ・不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校(教職員)だけではその解決が困難になっています。
県教育委員会では、学校(教職員)が困難な課題を抱え込むことのないよう教職員以外の心理や福祉等の専門家(専門スタッフ)を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。

② 学校問題解決支援窓口の設置

■ 取組内容・・・学校問題解決支援窓口を設置します。(実施主体：教育委員会)

- 県立学校について、学校で生じた問題を専門スタッフに相談できるよう体制の充実を図ります。

③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画

■ 取組内容・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。

(実施主体：教育委員会)

- 市町村立学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教職員の事務関係業務等の軽減を図ります。
- 県立学校事務職員について、学校運営に参画する意欲の向上を図る研修を実施します。また、県立学校事務職員の事務機能の強化及び業務改善の取組に係る情報共有化を図り、事務職員の学校運営参画を推進します。

④ 保護者・地域等との連携・協力強化

■ 取組内容・・・教職員の働き方改革の取組について保護者・地域住民に理解してもらえるよう、取組等の周知を図ります。(実施主体：教育委員会・学校)

- 学校のホームページに定時退校日・部活動休養日等について掲載します。
- 保護者向けチラシ(リーフレット)を作成し配布します。

⑤ コミュニティ・スクールの推進

■ 取組内容・・・コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実を支援します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 小・中学校等において、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもや自分と向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進と運営充実について支援します。

⑥ 地域学校協働活動の推進

■ 取組内容・・・地域学校協働活動を推進します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 小・中学校等において、地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる取組となる「地域学校協働活動」が進められており、県教育委員会でもこの取組を推進しています。

⑦ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

■ 取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。(実施主体：教育委員会)

- 小・中学校等において、教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。